

令和5年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 3 4 8 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 田 方 芳 信 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 北 園 武 広

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○ NPO法人 八代市スポーツ協会

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の実施場所及び日程	2
7	指定管理の概要	2
8	監査の結果	5
9	意見・要望	8
	参考資料	9

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 団体の名称 NPO法人 八代市スポーツ協会（以下「八代市スポーツ協会」という。）

(2) 所管課 スポーツ振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 各種報告は協定どおりなされているか。
- ・ 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- ・ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況）
- ・ 経費節減は図られているか。
- ・ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ・ 施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・ 施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 所管課に関する事項

- ・ 施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ・ モニタリングのチェックは十分に行われているか。

- ・ 実査等を行っているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和2年度から令和4年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び所管課から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、事務局長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁207会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和6年2月6日から令和6年2月22日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市総合体育館	緑町11-1 敷地面積 18,092.65 m ² 地上3階建、鉄筋コンクリート一部鉄骨造 ・大アリーナ 1,728 m ² 固定席 1,200名 ・小アリーナ 1,080 m ² 観客席 92名 ・トレーニング室、会議室、多目的室等
八代市民プール	緑町11-1 敷地面積 4,448.49 m ² 屋外型プール ・50mプール 9コース ・25mプール 6コース ・幼児プール(ウォータースライダー2連式) ・管理棟
八代市テニスコート	郡築四番町136-2 敷地面積 32,186 m ² ・管理棟 鉄骨平屋建 ・テニスコート 15,801 m ² 砂入り人工芝 16面 夜間照明 12面 屋根付観覧スタンド 900人収容 ・クラブハウス
八代市立武道館	松江城町6-13 敷地面積 1,500.52 m ² ・管理棟地上3階建て(鉄筋コンクリート造) ・道場地上2階建て(鉄骨造) 1階 932.84 m ² (柔道場2面、空手場2面、管理人室) 中2階 103.9 m ² (男女更衣室、シャワー室) 2階 870.74 m ² (剣道場4面)

八代市民球場	古閑中町 1495 敷地面積 24,344.1 m ² ・地上1階建、鉄筋コンクリート造 ・軟式野球場 1面 内野スタンド 1,213.63 m ² 外野スタンド 871.26 m ² 収容人数 4,000人 ・サブグラウンド 1面 8,569.9 m ² ・屋内練習場 ・事務室、医務室、会議室等
八代市弓道場	緑町 11-1 敷地面積 2,712.649 m ² 地上1階建、鉄骨平屋建 ・弓道場 10人立 ・観客席 100人
八代市相撲場	松江城町 7-15-1 敷地面積 451.8 m ² ・相撲場 144 m ² ・収容観客 800人
八代市球技場	港町 3丁目 1 敷地面積 23,484 m ² ・メイングラウンド 1面 (144×69m) テフトン芝 ・サブグラウンド 1面 (32×68m) 高麗芝 ・休憩広場、スタンド、トイレ、更衣室等

(2) 対象団体の概要

令和5年4月1日現在

名 称	NPO法人 八代市スポーツ協会
設立年月日	昭和26年4月1日 NPO法人格取得 平成25年4月1日
所在地	八代市緑町 11-1
役員・従業員	会長 原田光義 副会長 4名 理事長 1名 副理事長 1名 理事 16名 監事 2名 従業員 21名
設立の目的	八代市民に対して、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、市民の健康増進及び体力向上を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。
主な事業	①体育、スポーツ大会及び講演会等の開催に関する事業 ②体育、スポーツ大会等への選手・役員の派遣に関する事業 ③体育、スポーツに関する表彰及び推薦に関する事業 ④体育、スポーツの指導、奨励及び競技力の向上に関する事業 ⑤体育施設等の管理運営に関する事業 ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第2号に基づく公募によらない指定管理者の候補者の選定による。

イ 指定管理期間

平成26年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

指定管理期間		指定管理者	選定方法
第1期	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで(3年)	NPO法人 八代市体育協会	非公募
第2期	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで(5年)	NPO法人 八代市体育協会	非公募
第3期	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年)	NPO法人 八代市スポーツ協会	非公募

※ 令和4年6月にNPO法人八代市体育協会からNPO法人八代市スポーツ協会へ名称変更

ウ 指定管理料

令和2年度	令和3年度	令和4年度
70,135千円	71,708千円	74,308千円

※ 利用料金制採用

8 監査の結果

体育施設8施設の指定管理事務について、八代市スポーツ協会にあっては施設の管理運営に関する業務において、所管課にあっては八代市スポーツ協会に対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

ア 協定に基づく義務の履行について

協定書等において、指定管理者に履行を義務付けているもののうち、次のように履行が不適切なものや、不十分なものが見受けられた。

- ① 提出された事業計画書に、非営利団体としての事業計画や予算編成方針など、指定管理者としての管理業務以外の内容が含まれていた。
- ② 業務報告及び事業報告の提出が、定められた期限までに行われていないものがあった。
- ③ 提出された事業報告書に、施設等の維持管理、修繕に関することや再委託により実施した業務など、管理業務の実施状況の報告が不足していた。
- ④ 管理業務の進捗状況に関する報告書が提出されていなかった。
- ⑤ 体育施設利用者等にアンケート等を実施し、その結果及び業務改善の状況等を報告するよう規定されているが、規定どおり行われていなかった。
- ⑥ 仕様書に定められた業務のうち、再委託している八代市体育施設清掃業務委託において、契約金額と受託者から提出された12か月分の請求書の合計金額が異なっており、過払い分の返金処理が発生していた。

指定管理者の指定の法令上の位置付けは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。

イ 収入に係る事務手続について

収入に係る事務手続について、次のような不適切な処理がみられた。

- ① 体育施設利用料金収入や総合体育館の自動販売機設置に係る販売手数料収入において、財務会計規程第24条に定める収入調定書が発行されていなかった。
- ② 清掃業務委託料過払い分の返金受入において、財務会計規定第25条に定める戻入伝票が発行されていなかった。
- ③ 有人施設（テニスコート、武道館、市民球場）における体育施設利用料金の徴収について、代決・専決規程第6条別表に定められた事務局長までの決裁が行われていなかった。

関係規程等に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 指定管理施設以外の施設における利用許可について

指定管理施設ではない支所管内の体育施設の利用許可及び使用料の徴収が指定管理業務に含めて行われていた。

公の施設の指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われるものであり、議決の対象とされなかった施設の管理業務を指定管理者として行うことは当然のことながらできない。

指定管理施設以外の施設の管理業務を受託する場合は別に契約する必要があることに留意し、指定管理者の指定の議決があった施設について管理業務を適切に行っていただきたい。

(2) 所管課に関する指摘事項

ア 指定管理業務以外の業務について

指定管理施設ではない支所管内の体育施設の受付管理業務について業務別仕様書を作成し、指定管理業務に含めて業務を行わせてあった。

公の施設について指定管理者を指定する場合は、市議会の議決が必要であり、議決の対象とされなかった施設の管理業務を指定管理者として行わせることは当然のことながらできない。

指定管理施設以外の施設の管理業務については指定管理に関する協定から除くとともに、指定管理料の減額を行っていただきたい。また、指定管理施設以外の施設の管理業務を委託する場合は、別に業務委託契約を締結して行わせていただきたい。

イ 指定管理業務の再委託について

協定書第9条において指定管理業務を他に委託する場合は、あらかじめ八代市の承認を得るように規定しているが、令和2年度、令和3年度の2か年度において、承認申請が行われていなかった。

承認申請書等の必要書類の提出を求め、受託者が必要な資格を有するなど履行能力があるか、業務全部の再委託となっていないか、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱に基づき委託先役員に暴力団等関係者がいないか等を確認した上で、協定書に従い、承認書の交付を実施していただきたい。

ウ 適切な審査及び文書作成について

① 協定書第14条第2項に基づき、事業計画書が提出されているが、指定管理業務に関する事業計画ではなく、NPO法人全体の事業計画が提出されていた。

指定管理業務としての事業計画の提出を求め、協定書に規定する事項が網羅されているか等、事業計画書の内容を審査していただきたい。

② 協定書第16条に基づき、事業年度終了後に事業報告が提出されているが、指定管理業務に関する事業報告ではなく、NPO法人全体の事業報告が提出されていた。

指定管理業務としての事業計画の内容と事業報告を突合し、計画どおりに指定管理業務が実施されたのか、内容を審査していただきたい。

- ③ 協定書におけるリスク分担表では、1件当たり20万円以上の施設の修繕については、協議により負担者を決定することとされているが、協議経過等に係る内部報告書等が作成されておらず、所管課における対応が明確に確認できなかった。

指定管理業務について協定に約定した意味、並びに市民への説明責任のありようを考え、事業計画、事業報告等の審査内容、リスク分担における協議内容等について書面作成により処理経過を明確にするとともに、所管課内で供覧し情報共有するよう事務改善を実施していただきたい。

9 意見・要望

当該体育施設については、平成26年度に指定管理者制度を導入し、非公募により選定された八代市スポーツ協会（旧NPO法人八代市体育協会）を指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところであり、現在3期目となる令和4年度から令和8年度の指定管理期間中である。

施設の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、令和2年度は61,559,920円であった施設使用料収入が、令和3年度は27,727,570円、令和4年度は28,241,744円となっており、大幅に減少している。

指定管理業務においては、その協定書及び仕様書において、事業計画及び事業報告の提出が求められているが、提出されたものは、市からの指定管理業務に関するものではなく、法人全体として作成されたものであり、結果として指定管理業務の事業運営が判然としないものであった。

また、管理及び運営に関する業務においては、市の承認を得ていない管理業務の再委託の実施、業務報告及び事業報告の提出の遅れなど、条例や協定書等に基づかない事例が一部に見られたほか、指定管理業務の協定書に指定管理業務以外の事務も含めて協定を締結するなど、指定管理者制度に対する理解が不足しているように見受けられた。

今後はより一層、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図るため、八代市スポーツ協会においては、利用者の要望把握、人材の確保・育成に努め、所管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように八代市スポーツ協会と緊密な連携を図り、コロナ禍により大きく変化した利用形態や利用者ニーズを的確に把握・分析・共有し、今以上に魅力的で市民に求められる施設運営の実現に努めていただきたい。

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

施設名	利用状況	令和2年度	令和3年度			令和4年度		
				前年増減	前年比		前年増減	前年比
総合体育館	利用者数	35,036	78,271	43,235	223%	108,645	30,374	139%
	使用料収入	53,398,330	18,057,670	△ 35,340,660	34%	17,036,874	△ 1,020,796	94%
市民プール	利用者数	1,832	11,542	9,710	630%	12,351	809	107%
	使用料収入	142,180	1,239,730	1,097,550	872%	1,382,460	142,730	112%
武道館	利用者数	10,784	11,068	284	103%	11,593	525	105%
	使用料収入	438,160	454,000	15,840	104%	493,250	39,250	109%
テニスコート	利用者数	45,587	49,754	4,167	109%	58,630	8,876	118%
	使用料収入	6,997,080	7,161,090	164,010	102%	8,378,240	1,217,150	117%
市民球場	利用者数	16,369	17,128	759	105%	17,879	751	104%
	使用料収入	242,620	411,350	168,730	170%	426,560	15,210	104%
弓道場	利用者数	5,267	8,307	3,040	158%	12,666	4,359	152%
	使用料収入	340,650	381,530	40,880	112%	458,640	77,110	120%
球技場	利用者数	0	734	734	皆増	2,550	1,816	347%
	使用料収入	0	22,200	22,200	皆増	64,220	42,020	289%
相撲場	利用者数	8	0	△ 8	皆減	114	114	皆増
	使用料収入	900	0	△ 900	皆減	1,500	1,500	皆増
8施設合計	利用者数	114,883	176,804	61,921	154%	224,428	47,624	127%
	使用料収入	61,559,920	27,727,570	△ 33,832,350	45%	28,241,744	514,174	102%

【収支の状況】

(単位：円)

収 益	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理委託料	70,135,278	71,707,778	74,308,000
体育施設利用料	61,559,920	27,727,570	28,241,744
自主事業収益	166,500	490,500	579,500
補償金(コロナ対策)	1,308,596	-	-
その他	1,004,802	1,362,014	1,387,905
合 計	134,175,096	101,287,862	104,517,149

費 用	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	39,725,305	40,325,270	45,547,262
通信運搬費	350,805	322,812	404,369
消耗品費	3,156,047	3,216,111	2,288,240
水道光熱費	27,367,493	14,788,928	19,469,210
修繕費	17,298,215	5,098,305	2,757,138
賃借料	1,287,308	936,188	959,210
保険料	1,457,470	1,400,845	1,400,810
支払手数料	554,860	595,180	722,080
備品購入費	3,355,750	0	0
報償費(R2:自主事業経費)	150,390	774,820	768,110
委託料(プール監視他)	-	7,197,885	-
委託費(清掃業務委託他)	23,011,578	26,862,457	27,765,555
租税公課費	4,688,700	3,623,000	4,028,400
支払寄付金	1,800,000	4,444,126	-
その他	1,094,614	1,613,953	1,422,037
合 計	125,298,535	111,199,880	107,532,421

収 支	8,876,561	△ 9,912,018	△ 3,015,272
-----	-----------	-------------	-------------